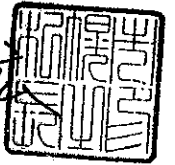


札幌市庁舎管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 26 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第19号

札幌市庁舎管理規則の一部を改正する規則

札幌市庁舎管理規則(昭和51年規則第6号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第7条中「次」を「札幌市の休日を定める条例(平成2年条例第23号)第1条第1項各号」に、「毎日職員の登庁時刻の1時間前に開き、退庁時刻」を「札幌市職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成2年規則第57号)第2条第1項に規定する勤務時間の始期の1時間前に開放し、当該勤務時間の終期」に改め、同条各号を削る。
- (2) 第9条中「の各号」を削り、同条各号を次のように改める。
 - (1) 粗野又は乱暴な行為を行うこと。
 - (2) 職員その他庁舎内で勤務する者に職務上の義務とされていない面会その他の対応を強要すること。
 - (3) 他人の権利を侵害する撮影、録音、放送又は配信その他これらに類する行為を行うこと。
 - (4) みだりに放歌高唱し、又はけん騒にわたる行為を行うこと。
 - (5) 座込みその他の方法により他人の通行を妨害すること。
 - (6) 建物、立木、工作物その他の設備又は物件を破壊し、損傷し、又は汚損すること。
 - (7) 物陰に隠れ潜み、又は庁舎管理者が指定する場所に侵入すること。
 - (8) 第7条の規定により門扉を閉鎖している時間において正当な理由なく滞在すること。
 - (9) 凶器その他の危険物を持ち込むこと。
 - (10) 所定の場所以外において暖房その他の火気器具を使用すること。

(11)喫煙設備のない場所において喫煙すること。

(12)前各号に掲げるもののほか、庁舎の保全若しくは秩序の維持に支障を来し、又は公務の円滑な遂行を妨げること。

(3) 第10条中「一」を「いずれか」に、「許可」を「、その許可」に改め、同条第1号中「のあつ旋」を「又はサービスの販売」に、「、保険の勧誘、その他これ」を「その他これら」に、「こと」を「こと。」に改め、同条第2号中「張紙、その他これ」を「張り紙その他これら」に、「若しくは」を「又は」に、「こと」を「こと。」に改め、同条第3号中「または」を「又は」に、「の搬入及び」を「を搬入し、若しくは」に、「こと」を「こと。」に改め、同条第4号中「必要と認めて」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。